

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 14 | 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当認定請求、額改定、その他届出等の受理及び届出に係る事実についての審査に係る事務等を行うものである。 特定個人情報は、①児童扶養手当の認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務②額の改定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務③各種届出の受理及びその事実についての審査に関する事務④徳島県への進達事務等で取り扱う |
| ③システムの名称 | ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童扶養手当事務情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 [情報照会]第57 [情報提供]第13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報照会]第31条 [情報提供]第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8710 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8710 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

变更箇所